

第8 役員等の責任

1. 会社に対する責任

(1) 意義

役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人）が法律または定款に違反した場合、善管注意義務（330条、民法644条）、忠実義務（355条）を怠った場合、債務不履行の一般原則により、会社に対し損害賠償義務を負うことは当然である（民法415条）。しかし、今日では取締役の権限が強化されていることを考えると、会社経営の適正化を図るためにはこれでは不十分である。そこで、会社法は、一般原則に加えて、役員等の会社に対する責任について423条などに詳細な規定を設け、会社・株主・会社債権者の保護を図った。

(2) 一般的規定

役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人）が任務を怠ったとき、その役員等は会社に対してその損害を賠償する責任を負う（423条1項）。これは、役員等の会社に対する責任に関する一般的規定である（過失責任）。

ア 「任務を怠った」

取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守しなければならないから（355条）、個々の具体的な義務に違反した場合だけでなく、善管注意義務（330条、民法644条）、忠実義務（355条）を怠れば、423条1項の「任務を怠った」にあたる。

→ 「法令違反」の場合は、法令に違反したことをもって法令順守義務違反（355条）、すなわち「任務懈怠」があったと認められ、取締役の側で法令違反について帰責事由のないことを示す事実を主張・立証することになる（二元説）。これに対して、「善管義務違反」の場合は、任務懈怠判断の中に奇跡性判断も取り込まれてしまうので、善管注意義務違反（任務懈怠）＝過失あり、という評価になるのが通常である（一元説）

→ 取締役が職務遂行に際して、会社を名宛人とする諸法令を遵守することも取締役の職務上の義務に属する。したがって、取締役が会社にとって独占禁止法に違反して損失補填をしたことは任務を怠ったといえる（最判平12. 7. 7）。また、判例は、仕手筋からの脅迫に応じて巨額の金員を交付したことを取締役の善管注意義務、忠実義務違反としており（最判平18. 4. 10）、厳格に解釈する傾向にある。

◆最判平成12年7月7日（百選49事件）

取締役の責任と法令違反

- ① 会社法423条1項は、法令に違反する行為をした取締役はそれによって会社の被った損害を賠償する責めに任じる旨を定めるものであるところ、取締役を名あて人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める330条1項（民法644条）、355条の規定（以下、併せて「一般規定」という）及びこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定め

る規定が、本規定にいう「法令」に含まれることは明らかである。

↓

- ② さらに、会社法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるものと解するのが相当である。

↓

- ③ けだし、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする右の規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきだからである。

↓

- ④ したがって、取締役が右義務に違反し、会社をして右の規定に違反させることとなる行為をしたときには、取締役の右行為が一般規定の定める義務に違反することになるか否かを問うまでもなく、本規定にいう法令に違反する行為をしたときに該当することになる

↓

- ⑤ 株式会社の取締役が、法令又は定款に違反する行為をしたとして、本規定に該当することを理由に損害賠償責任を負うには、右違反行為につき取締役に故意又は過失があることを要する。

・会社法のもとでは423条1項「任務懈怠」に「法令定款違反」が読み込まれる形になり、では「法令違反」となる場合はどのような場合か、という問題提起になる。

・⑤の判断部分は、具体的な法令違反である任務懈怠の要件と過失の要件を分離する立場を取るということの意味する（二元説）。

・本件では、独禁法19条に違反したことは「任務懈怠」に該当するとした上で、「その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない」として、損害賠償責任は否定した。

イ 経営判断の法則

取締役が会社のために最善を尽くした経営上の判断が、経済状況の変化等により裏目に出て、会社に損害が発生してしまうことがあり、そのような場合にまで取締役に責任を負わせることは酷である。また、取締役が萎縮することなく企業経営に専念するためには、その権限の範囲内での裁量権が認められるべきである。したがって、取締役の経営判断によって会社に損害を及ぼしたとしても直ちに任務懈怠を認めるべきでなく、取締役に任務懈怠があるか否かの判断において、取締役の合理的な経営判断は尊重されると解すべきである（東京地判平5．9．16など）。そして、経営判断の法則の適用基準として、①当該行為がなされた当時の情勢において、取締役として合理的と思われる程度の情報収集・調査・検討をしていたか（判断の過程）、②取締役として会社の業務を行う能力および識見を有する者の立場からみて著しく不合理な判断ではないか（判断の内容）などの要素があげられる。

◆名古屋高金沢支判平成18年1月11日（熊谷組政治献金事件）

判旨：「取締役は、会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、この範囲を越えて不相応な寄附をした場合には取締役の会社に対する善管注意義務違反となる〔最大判昭45. 624参照〕」

コメント：上告審（最判平18. 11. 14）は、上告を棄却し上告受理申立ても受理しないとした（確定）。

◆大阪高判平成18年6月9日（ダスキン株主代表訴訟事件控訴審判決）

事案：Aの経営するBにおいて無認可添加物を含んだ「大肉まん」が販売されていたこと、かかる事実を指摘した業者への口止料の支払等がマスコミで報道され、Bの売上げが低下し多額の出損を計上した。そこで、Aの株主である原告が、代表取締役、取締役ないし監査役らが善管注意義務違反によりAに損害を与えたとして商法267条1項〔会社法847条〕に基づき損害賠償を請求した。

判旨：「一審被告Y8を除く取締役であった一審被告らに「自ら積極的に公表しない」という方針を採用し、消費者やマスコミの反応をも視野に入れた上での積極的な損害回避の方策の検討を怠った点において、善管注意義務違反のあることは明らかである。また、監査役であった一審被告Y8も、自ら上記方策の検討に参加しながら、以上のような取締役らの明らかな任務懈怠に対する監査を怠った点において、善管注意義務違反があることは明らかである」…「一審被告Y2及び一審被告Y1の善管注意義務違反、さらには、その後の「自ら積極的に公表しない」というあいまいで消極的な方針が、保健所の立ち入り検査後にマスコミ各社の取材を受ける形で急速公表を迫られ、それにより上記のような大々的な疑惑報道がなされるという最悪の事態を招く結果につながったことは否定できない。したがって、一審被告Y1及び一審被告Y2と、その他の一審被告らは、事実を知った時期及び地位などに照らしその割合を異にするとはいえ、いずれもその善管注意義務違反により損害が拡大したことに責任を負うべきである。」

コメント：本判決は、善管注意義務違反を認めたほか、損害との因果関係も肯定している。本判決の上告審（最決平20. 2. 12）は上告を棄却し上告受理申立ても受理しないとした（確定）。なお、大阪高判平19. 1. 18も、取締役の善管注意義務違反を認めている。取締役の善管注意義務違反の有無を判断する際には、多くの判例（そごう旧取締役損害賠償査定異議事件／東京地判平16. 10. 12等）は、いわゆる経営判断の原則を適用している。この原則に従っても、本件事案では、取締役が会社の利益に反することを知りつつ、明らかに不適切な行為をとっているから、善管注意義務違反が認められることは明白である。

◆東京高判平成元年10月26日

判旨：「プログラマーあるいはシステムエンジニア等の人材を派遣することを目的とする会社においては、この種の人材は会社の重要な資産ともいえるべきものであり、その確保、教育訓練等は、会社の主たる課題であることは明らかである。したがって、この種の業を目的とする株式会社の取締役が、右のような人材を自己の利益のためにその会社から離脱させるいわゆる引き抜き行為をすることは、会社に対する重大な忠実義務違反であって、同取締役は、商法第254条ノ3〔会社法355条〕、第266条第1項第5号〔会社法423条1項〕により、会社が被った損害につき賠償の責任を負うべきものである。」

コメント：本判決は、取締役退任後、取締役の影響力を行使して競業会社を設立して従業員の引抜きをした事例で、取締役に忠実義務違反があったとした。

◆最判平成12年7月7日（野村證券事件）

事案：証券会社の取締役が顧客との取引関係を維持するために必要であるとして損失補填を行った。そこで、会社の株主が取締役に対して株主代表訴訟を提起した。本件損失補填は当時の証券取引法には違反せず、独占禁止法の「不公正な取引方法」にあたり、同19条に違反するものであったため、独占禁止法の規定が旧商法266条1項5号〔会社法423条〕の「法令」に含まれるかが争われた。

判旨：「取締役を名あて人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める商法254条3項〔会社法330条〕（民法644条）、商法254条ノ3〔会社法355条〕の規定（以下、併せて「一般規定」という。）及びこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が、本規定にいう『法令』に含まれることは明らかであるが、さらに、商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるものと解するのが相当である。けだし、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする右の規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきだからである」…「独占禁止法19条の規定は、同法1条所定の目的達成のため、事業者に対して不公正な取引方法を用いることを禁止するものであって、事業者たる会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定にほかならないから、本規定にいう法令に含まれることが明らかである」

コメント：会社を名宛て人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定は旧商法266条1項5号〔会社法423条1項〕の「法令」に含まれるので、独占禁止法19条違反は商法266条1項5号〔会社法423条1項〕の法令違反となる。なお、会社法423条1項には「法令」という文言はなくなっている。

◆東京地判平成10年9月24日（ニッポン放送株主代表訴訟）

判旨：「取締役による経営判断は、当該資本政策等の方法、相手方、その交渉等の時期・方法等とはもとより、当該会社の事情、当該業界の状況、我が国のみならず国際的な社会、経済、文化の状況等の諸事情に応じて流動的であり、しかも複雑多様な諸要素を勘案してされる専門的かつ総合的な判断であり、一方、委任者たる会社又は株主においては、当該取締役に会社の経営を委ねたからには、その経営判断の専門性及び総合性に照らして、基本的にその判断を尊重し、もって経営を遂行する上においてその判断を萎縮から解き放って経営に専念させるべきであるということが出来るから、取締役による経営判断は、自ずから広い範囲に裁量が及ぶというべきである。したがって、取締役に善管注意義務又は忠実義務の懈怠があるか否かの判断に当たっては、取締役によって当該行為がされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会・経済・文化の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、当該行為をするにつき、その目的に社会的な非難可能性がないか否か、その前提としての事実調査に遺漏がなかったか否か、調査された事実の認識に重要かつ不注意な誤りがなかったか否か、その事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かなどの観点から、当該行為をすることが著しく不当とはいえないと評価されるときは、取締役の当該行為に係る経営判断は、裁量の範囲を逸脱するものではなく、善管注意義務又は忠実義務の懈怠がないというべきである」

◆大阪地判平成12年9月20日（大和銀行事件）

事案：大和銀行 NY 支店の行員が、取引による損失を隠蔽するために、証券を無断で売却し、同銀行に 11 億ドルの損失を与え、同銀行は罰金 3 億 4000 万ドルを支払うとともに、米国からの撤退を余儀なくされた。そこで株主 X は、同銀行の取締役 Y らに対し、行員の不正を防止し、損失を防ぐための内部統制システムを構築すべき善管注意義務・忠実義務があったのにこれを怠ったとして、代表訴訟を提起した。

判旨：「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を構築することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法 260 条 2 項〔会社法 362 条 4 項〕）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。監査役は、商法特例法 2 条 1 項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言うべき

である。もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言わなければならない。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役は、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。」

◆東京地判平成16年9月28日

判旨：「企業の経営に関する判断は不確実かつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であり、また、企業活動は、利益獲得をその目標としているところから、一定のリスクが伴うものである。このような企業活動の中で取締役が萎縮することなく経営に専念するためには、その権限の範囲で裁量権が認められるべきである。したがって、取締役の業務についての善管注意義務違反又は忠実義務違反の有無の判断に当たっては、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすること力著しく不合理と評価されるか否かによるべきである。」

◆最判平成18年4月10日（蛇の目ミシン株主代表訴訟事件／会社法百選14事件）

事案：被上告人は、仕手筋からの脅迫に応じて、取締役等が巨額の金員を交付することを提案し、またはこれに同意した。

判旨：「証券取引所に上場され、自由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。前記事実関係によれば、本件において、被上告人らは、Aの言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということはないから、Aの理不尽な要求に従って約300億円という巨額の金員をI社に交付することを提案し又はこれに同意した被上告人らの行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することはできない」

コメント：警察に届け出る以外にも、会社資金を使って取締役等の警護を強化することもできたこと、本件事案の当時、経済界を挙げて総会屋等に対する毅然とした態度をとることが申し合わされていたこと等から、取締役等の過失は肯定される。

- ・利益供与には刑罰規定もある（970条1項）。また、利益供与を行った取締役等は供与した利益の価額に相当する額を連帯して支払う義務を負い（120条4項）、この責任追求に関して株主代

表訴訟も認められる（847条1項）。

- ・趣旨は企業経営の健全性確保と会社財産の浪費の防止である。
- ・利益供与が禁止されるのは「会社」である。取締役、大株主、使用人等が自己の計算で供与することは禁止されないが、形式上窓口が他人であっても、実質的に会社が利益を供与している以上は禁止の対象となる。供与された利益が実質上会社財産から支出されているかどうかが重要なのである。
- ・供与が禁止されているのは「財産上の利益」である。賄賂罪の賄賂よりは概念として狭いが、金銭に見積もることができる経済的利益は全て「財産上の利益」とされる。反対給付を伴う場合（新聞雑誌の定期購読、コンサルタント契約、警備保障契約など）でもそれが対価として不相当であれば利益供与となる。対価が相当であっても多数の業者の中からその者を選んで会社が契約すること自体が利益供与とみなされることもあるので注意。株主優待などの場合も度を越すと利益供与とされることがある。また、会社に損害が生じる必要もない。
- ・利益供与は「株主の権利の行使に関し」てなされた場合に違法となる。権利の種類に限定はない。「関し」なので、権利の行使・不行使、行使の態様・方法等が広く問題になりうる。現在の株主の権利行使に限らず、例えば、株を買って名義を書き換えることをしないという約束で利益を与えることも「関し」に含まれる。更に「株主の権利の行使に関し」とは、株主の権利行使に影響を及ぼす趣旨でという意味に解し、利益供与を行う会社側の意図・目的を重視する見解が有力化している。

◆最判平成22年7月15日（百選50事件）

取締役の注意義務と経営判断原則

- ① 本件取引は、AをBに合併して不動産賃貸管理等の事業を担わせるという参加人のグループの事業再編計画の一環として、Aを参加人の完全子会社とする目的で行われたものであるところ、このような事業再編計画の策定は、完全子会社とすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。
↓
- ② そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。

- ・経営判断原則は、取締役の善管注意義務を軽減するわけではない。
- ・経営判断をする取締役には広い裁量があることを認めた上で、経営判断の前提となった事実の認識（情報収集・調査・分析）に不注意な誤りがなかったかどうか、その事実に基づく意思決定の過

程・内容において通常の企業経営者として著しく不合理なところがなかったかどうかという観点から審査し、そのような誤りや不合理がなければ、当該経営判断は取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反しない、という処理が典型である。

- ・本判決は、「決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り」と判示しており、経営判断の前提となる「事実の認識」という部分への言及がない。この点につき、従来通りであると考えるか、判断の過程と内容の合理性のみを審査対象とした（事実の認識も著しく不合理かどうかという基準で審査されるにとどまる）とみるか見解が分かれるところである。

- ・本判決の当てはめ部分は以下の通り。

「参加人がAの株式を任意の合意に基づいて買い取ることは、円滑に株式取得を進める方法として合理性があるというべきであるし、その買取価格についても、Aの設立から5年が経過しているにすぎないことからすれば、払込金額である5万円を基準とすることには、一般的にみて相応の合理性がないわけではなく、参加人以外のAの株主には参加人が事業の遂行上重要であると考えていた加盟店等が含まれており、買取りを円満に進めてそれらの加盟店等との友好関係を維持することが今後における参加人及びその傘下のグループ企業各社の事業遂行のために有益であったことや、非上場株式であるAの株式の評価額には相当の幅があり、事業再編の効果によるAの企業価値の増加も期待できたことからすれば、株式交換に備えて算定されたAの株式の評価額や実際の交換比率が前記のようなものであったとしても、買取価格を1株当たり5万円と決定したことが著しく不合理であるとはいえない。そして、本件決定に至る過程においては、参加人及びその傘下のグループ企業各社の全般的な経営方針等を協議する機関である経営会議において検討され、弁護士の意見も聴取されるなどの手続が履践されているのであって、その決定過程にも何ら不合理な点は見当たらない」。

→ 「判断内容」と「判断過程」の双方につき、当てはめをきちんとしている点に注意。以上を踏まえて、「上告人らの判断は、参加人の取締役の判断として著しく不合理なものということとはできないから、上告人らが、参加人の取締役としての善管注意義務に違反したということとはできない」と結んでいるのである。

- ・取締役が業務執行の際、どの程度の情報収集・調査等を行えば良いかが問題となる。弁護士や技師その他の専門家の知見を信頼した場合には、当該専門家の能力を超えると疑われるような事情があった場合を除き、善管注意義務違反とはならない。また、他の取締役・使用人等からの情報等については、特に疑うべき事情がない限り、それを信頼すれば善管注意義務違反とはならないのが原則である。ただし、このことは、取締役が他の取締役の業務執行等に対する一般的な監督義務を負わないことを意味するわけではないので注意。

→ 下線部のような事情があるかどうかを認定し、「あるような場合」には、ではその事案においてどこまで注意を尽くすべきだったのか、という問題に移行することになる。

◆最判平成20年1月28日（百選51事件）

銀行の取締役の善管注意義務

第1融資について

第1融資は、B社の発行する新株を引き受ける予定の関連企業に対し、引受予定の新株を担保としてその引受代金を融資し、弁済期に当該株式を売却した代金で融資金の弁済を受けることを予定したもので、保証人となるDの資産も大部分はB社の株式であったから、第1融資に係る債権の回収は専らB社の業績及び株価に依存するものであったということが出来る。株式は不動産等と比較して価格の変動幅が大きく、景気動向や企業の業績に依存する度合いが極めて高いものであることに加えて、融資先はいずれもB社の関連企業であり、いったんB社の業績が悪化した場合には、B社の株価すなわち担保価値の下落と融資先の業績悪化とが同時に生じ、たちまち債権の回収が困難となるおそれがあるから、上記のように、銀行が融資先の関連企業の業績及び株価のみに依存する形で195億7000万円もの巨額の融資を行うことは、そのリスクの高さにかんがみ、特に慎重な検討を要するものというべきである。しかも、第1融資は、当時の発行済株式総数が518万5000株であったB社が新たに350万株を発行するに当たり、そのうち109万5000株の引受代金等として融資されるものであったから、新株発行後のB社の発行済株式総数に占める担保株式の割合等に照らし、融資先が弁済期に担保株式を一斉に売却すれば、それによって株価が暴落するおそれがあることは容易に推測できたはずであるが、その危険性及びそれを回避する方策等について検討された形跡はない。一般に、銀行が、特定の企業の財務内容、事業内容及び経営者の資質等の情報を十分把握した上で、成長の可能性があると合理的に判断される企業に対し、不動産等の確実な物的担保がなくとも積極的に融資を行ってその経営を金融面から支援することは、必ずしも一律に不合理な判断として否定されるべきものではないが、B社については、第1融資を決定する以前の昭和60年調査及び昭和63年調査において、その財務内容が極めて不透明であるとか、借入金が過大で財務内容は良好とはいえないなどの報告がされていたもので、このような調査結果に照らせば、A銀行が当時採用していた企業育成路線の対象としてB社を選択した判断自体に疑問があるといわざるを得ないし、B社を企業育成路線の対象とした場合でも、個別のプロジェクトごとに融資の可否を検討するなどその支援方法を選択する余地は十分にあったものと考えられ、あえて第1融資のようなリスクの高い融資を行ってB社を支援するとの判断に合理性があったとはいえない。そうすると、第1融資を行うことを決定した被上告人らの判断は、第1融資が当時A銀行が採用していた企業育成路線の一環として行われたものであったことを考慮しても、当時の状況下において、銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らし、著しく不合理なものといわざるを得ず、被上告人らには銀行の取締役としての忠実義務、善管注意義務違反があったというべきである。

第3融資について

第3融資は、大幅な債務超過となって破たんに瀕したB社に対し、もはや同社の存続は不可能であるとの認識を前提に、G事業が完成する予定の平成5年6月まで同社を延命させることを目的として行われたものである。第3融資に際し、B社の所有する不動産等に新たに担保が設定されたが、その実効担保価格は約110億円にすぎず、また、同月までの間に未登記の担保権について登

記手続がされたが、その実効担保価格も合計約53億円であって、これらを合わせても、第3融資の額である409億円に到底見合うものではなく、第3融資はその大部分につき当初から回収の見込みがなかったことは明らかである。もっとも、A銀行は、既にG事業のために多額の資金を融資し、その大部分が未回収となっていたから、G事業が完成した後に独立して採算を得られる見込みが十分にあったとすれば、第3融資を実行してでもG事業を完成させ、そこから債権を回収することによって、短期的には損失を計上しても中長期的にはA銀行にとって利益になるとの判断もあながち不合理なものとはいえない。しかし、前記認定事実によれば、経営会議において第3融資を行うとの方針を決定した時点では、既にG会員権の販売不振や相次ぐキャンセルに加え、G会員権の売上金約334億円のうち約153億円をB社が流用していた事実が判明していた上、B社がその流用資金を返還したとしても、G事業の完成には更に307億円が必要となると報告されていたというのであって、これらの事実を照らせば、G事業自体の採算性について大きな疑問があり、中長期的にも、G事業を独立して継続させることにより第3融資に見合う額の債権の回収が期待できたということとはできない。なお、A銀行の総合開発部の調査の結果として、G事業の完成に伴う担保物件の価値の増加により保全不足が417億円減少することが見込まれるとか、G事業について、金利逡減等の措置を用いれば10年後には単年度決算が黒字に転換するなどの報告がされているけれども、前記2(5)の経緯に照らし、そのような報告内容が十分な資料の検討に基づく合理的なものといえないことは明らかである。また、前記認定事実によれば、被上告人Y1及び同Y3は、関連企業の連鎖倒産を避ける必要があること、Bグループに巨額の資金を貸し付けているI組合が破たんするおそれがあることなどを考慮して、B社の延命のために追加融資を行うとの方針を決めたというのである。しかし、第3融資は、B社を再建、存続させるためのものではなく、もはや同社は存続不可能との前提でその破たんの時期を数か月遅らせるためのものにすぎなかったというのであるから、第3融資を実行してB社を数か月間延命させたとしても、それにより関連企業の連鎖倒産を回避できたとも、I組合の破たん及びA銀行に対するその支援要請を回避することができたとも考え難い。したがって、関連企業の連鎖倒産のおそれやI組合の破たんによりA銀行にその支援要請が来るおそれがあったことをもって、第3融資を行うとの判断に合理性があるということとはできない。そうすると、第3融資を行うことを決定した被上告人Y1及び同Y3の判断は、当時の状況下において、銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らし、著しく不合理なものといわざるを得ず、被上告人Y1及び同Y3には銀行の取締役としての忠実義務、善管注意義務違反があったというべきである。

- ・一般事業会社の取締役とは区別される「銀行取締役一般」の注意義務基準を明らかにしたものである。
- ・銀行融資に関するリスクは、融資債権の回収可能性に存する。拓銀特別背任事件決定（最決平成21年11月9日）は、融資一般に係わる善管注意義務として「債権保全義務」を課し、回収可能性にかかるリスク管理を求めている。そのため、融資の回収不能のリスクを回避する必要性から相手方の安全性を確認することを求め、債権の担保物権徴収を原則とすべきとする。更に無担保融資の場合でも融資先の債権再編を通じた回収が見込める場合には、回収可能性が確保できる限り経営判断として追加融資を認める。但し、このような融資はそれ自体が「例外的な融資」であるので、

回収可能債権にかかるリスクは重大で債権保全についてはかなりの確実性が要求される。

- ・ 収集された当時の適確な情報をもとにして、融資債権の回収可能性について合理的な説明が成り立つか、更に、回収確保としてリスク管理が必要十分になされていたかが検討されるのである。その際の判断の合理的評価は「銀行取締役」を基準とするのである。

◆最判平成21年7月9日（百選52事件）

内部統制システム

- ① 本件不正行為当時、上告人は、①職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離し、②C事業部について、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課及びソフトの稼働確認を担当するCR部を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、③監査法人との間で監査契約を締結し、当該監査法人及び上告人の財務部が、それぞれ定期的に、販売会社あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認することとしていたというのであるから、上告人は、通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたものということができる。

↓

- ② そして、本件不正行為は、C事業部の部長がその部下である営業担当者数名と共謀して、販売会社の偽造印を用いて注文書等を偽造し、BM課の担当者を欺いて財務部に架空の売上報告をさせたというもので、営業社員らが言葉巧みに販売会社の担当者を欺いて、監査法人及び財務部が販売会社あてに郵送した売掛金残高確認書の用紙を未開封のまま回収し、金額を記入して偽造印を押捺した同用紙を監査法人又は財務部に送付し、見掛け上は上告人の売掛金額と販売会社の買掛金額が一致するように巧妙に偽装するという、通常容易に想定し難い方法によるものであったということができる。

↓

- ③ また、本件以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど、上告人の代表取締役であるAにおいて本件不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情も見当たらない。

↓

- ④ さらに、前記事実関係によれば、売掛金債権の回収遅延につきBらが挙げていた理由は合理的なもので、販売会社との間で過去に紛争が生じたことがなく、監査法人も上告人の財務諸表につき適正であるとの意見を表明していたというのであるから、財務部が、Bらによる巧妙な偽装工作の結果、販売会社から適正な売掛金残高確認書を受領しているものと認識し、直接販売会社に売掛金債権の存在等を確認しなかったとしても、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということとはできない。以上によれば、上告人の代表取締役であるAに、Bらによる本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできない。

- ・ 委員会設置会社と大会社である監査役設置会社において、内部統制システムに関する取締役会決議を義務付けている（348条3項4号・4項、362条4項6号、399条の13第1項1号ロハ、416条1項1号ロホ）。

- 主な決定内容は、①コンプライアンス体制を含むリスク管理体制（規則98条1項各号・100条1項各号・112条1項2項各号）の整備と、②監査役ないし監査委員による監査の実効性を確保するための体制（法416条1項1号ロ・規則98条4項・100条3項・112条の整備の2つである。
- ・単なる取締役の監視義務の問題と内部統制システムの問題の違い。
 - 監視義務違反のみを問題とする場合、直接的な監視が期待できないような場での、しかも日頃取締役と接触のない従業員の不祥事などに関して取締役の責任追及は難しくなる。
 - 内部統制システム構築義務を問題にすれば、不祥事の未然の防止や早期発見・早期是正のシステムが構築されていなかったこと自体を責任の根拠にできる。
- ・内部統制システムの問題は、①取締役が適切な内部統制システムを構築改善していなかったという事実（体制整備義務違反）と、②構築された内部統制システムの中で、個々の取締役がそれを機能させるべき職務を怠ったという事実（運用義務違反）をわけて検討する必要がある。
 - ①レベルでは、構築すべき内部統制システムの水準とそれに関する判断についての経営判断原則の適用が、②レベルでは、信頼の原則がそれぞれ問題となる。
 - ①レベルにおいて、取締役の裁量はかなり広いものとなる。よほど酷いものでなければシステムの水準自体に問題があった、という評価はしにくいであろう。なぜなら、会社としてどの程度のリスクを許容するのかは正に経営判断そのものであるからである。
 - ②レベルにおいては、信頼をしてはいけなような特段の事情の有無、そのような事情がある場合に取締役としてはどこまでの調査義務と是正義を負うのか、という問題が出てくる。具体的には、内部統制システムが外形上問題なく機能しているような場面では、あえて疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の役員等がその報告通りに職務を遂行しているものとして信頼して良い、ということである。
 - また、内部統制システムの構築・運用ともに違反がない場合でも、各取締役は、自己の職務遂行にかかる具体的な行為について善管注意義務違反を問われる余地は別途あるので注意する。

（３）特別の規定

ア 違法な利益供与に関する弁償責任

会社が利益供与禁止規定（120条1項）に違反して財産上の利益の供与をしたときは、関与した取締役・執行役は、会社に対して、連帯して供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う（120条4項本文）。ただし、その者（利益を供与した取締役を除く）が職務を行うについて

無過失を証明した場合は責任を免れる（120条4項ただし書）。これに対し、違法な利益を供与した取締役については無過失責任である。

イ 剰余金の配当等に関する弁償責任

会社が剰余金配当等の制限規（461条1項）に違反して剰余金配当等をした場合は、金銭等の交付を受けた者、業務執行者（業務執行取締役・執行役）や総会議案等提案取締役は、会社に対し、連帯して金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等帳簿価格相当の金銭等を支払う義務がある（462条1項）。ただし、業務執行者らが職務を行うについて無過失を証明した場合は責任を免れる（462条2項）。なお、善意で配当・分配を受領した株主を保護するため、業務執行者等から株主に対する求償に対して善意の株主は応ずる義務がない（463条1項）。

ウ 取締役・執行役の競業避止義務違反行為

取締役・執行役が株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の承認を受けずに競業取引をしたときは、任務懈怠として、その取締役・執行役は会社に対して損害賠償責任を負うことは当然である（423条1項）。このとき、取締役・執行役・第三者が得た利益の額は損害額と推定する（推定規定-423条2項）。この場合の損害の立証を容易にするためである。

エ 取締役・執行役の利益相反取引

取締役・執行役の利益相反取引によって会社に損害が生じた場合、取締役・執行役は任務を怠ったときは、会社に対して損害賠償責任を負う（423条1項）。このとき、①利益相反取引をした取締役・執行役、②当該取引を決定した取締役・執行役、③承認決議に賛成した取締役・執行役は、任務を怠ったものと推定する（423条3項）。決議に参加した取締役は議事録に異議をとどめておかないと、賛成したものと推定される（369条5項）。これに対し、自己のための利益相反取引（直接取引）をした取締役は、無過失責任を負う（428条1項）。責任の免除に関する諸規定（425条～427条）の適用もない（428条2項）。

オ 財産価額填補責任（資本充実責任）

取締役は423条以外に、設立・新株発行において、財産価額填補責任を負う（52条、213条）。

（4）責任の免除・軽減

ア 役員等の責任を免除するためには、総株主の同意を要する（424条、120条5項、462条3項）。総会の多数決で免除できるとすると、各株主が代表訴訟を提起して役員等の責任を追及できること（847条以下）と相容れないからである。

イ 責任軽減に関する規定

役員等の任務懈怠責任（423条1項）について、①株主総会の特別決議による一部免除（425条）、②定款に基づく取締役会決議による一部免除（426条）、③業務執行取締役等以外の取締

役・会計参与・監査役・会計監査人（非業務執行取締役等）の責任限定契約（427条）が認められる。ただし、自己のための利益相反取引をした取締役については425条～427条は適用されない（428条2項）。

- 改正427条の趣旨は、責任限定契約の対象範囲を「社外性」の有無ではなく、業務執行に
与するか否かにより決定することに変更された。業務執行に関与しない役員等については、責任限定契約を締結しても、任務懈怠抑止の観点から弊害は小さいと考えられるからである。改正425条において、最低責任限度額の算定方式にける対象区分も変更された。
- 改正会社法の社外取締役の要件厳格化に伴い、改正前会社法における社外取締役であった者は社外取締役の地位を失う可能性が生じた。改正前会社法では、責任限定契約については社外取締役に限られていたため、責任限定契約を失う可能性も生じた。もっとも、従前の社外取締役であった者は、その経験から監督機能を担わせる方が、適正な人材活用に資する。そこで、改正会社法では、社外取締役になくとも、業務執行取締役にない者については、責任限定契約を付けられるとした。なお、後述のとおり、監査役についても同様であり、会計参与や会計監査人も責任限定契約を締結することができる。
- 業務執行取締役等（2条15号）でない取締役、会計参与、監査役、会計監査人は、責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めることができるとした（427条1項。また、改正会社法では、責任限定契約を締結した社外取締役・社外監査役の登記については、削除された。

<研究：423条1項の任務懈怠の内容>

- ① 法令遵守義務などを含む会社への忠実義務（353条）に対する違反
- ② 善管注意義務（330条・民法644条）に対する違反
経営判断原則の適用があるのは、②だけである。法令を遵守するかしないかにつき、取締役の裁量などありえないからである。

<巨額の債権放棄などの事例>

- ① 当初の融資行為
- ② 債権放棄行為

両行為共に経営判断原則の適用がある。①の場合、健全先融資であれば問題ないが、経営危機に陥った会社への融資となると問題になりうるのである。

債権放棄について、取締役会の承認があった場合、重要財産の処分につき法令の要求する取締役会決議がある場合は、代表取締役が債権放棄をした事自体は、法令違反行為にはならない。問題となりうるのは、善管注意義務になる。したがって、経営判断原則による任務懈怠の有無の判断がなされる。

◆東京地裁平成16年9月28日

企業の経営に関する判断は不確実かつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であり、また、企業活動は、利益獲得をその目標としていくところから、一定のリスクが伴うものである。このような企業活動の中で取締役が萎縮することなく経営に専念するためには、その権限の範囲で裁量権が認められるべきである。したがって、取締役の業務についての善管注意義務違反又は忠実義務違反の有無の判断に当たっては、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべきである。

- * ①事実の認識過程の合理性、②その事実に基づく行為の選択決定の合理性の有無について、行為当時の状況から判断する。
- * 行為当時の状況から判断するので、結果的に再建計画が失敗したという「後日談」をマイナス要素として考慮してはならない（例：結果的に再建計画失敗の事実 → 再建の見込みは無かったといえる、などと評価してはならないということ）。

<経営判断原則における信頼の原則>

業務執行の際に、取締役が、どの程度の情報収集、調査等を行えば経営判断原則における情報収集過程の合理性が肯定されるのかと言う問題である。

弁護士や技師、その他専門家（コンサルタント）の知見を信頼した場合、当該専門家の能力を超えると思われるような事情があった場合を除き、善管注意義務違反にはならない。

また、他の取締役・使用人等からの情報等については、特に疑うべき事情がない限り、それを信頼すれば、善管注意義務違反にはならないのが原則である。しかし、そのことは、取締役が他の取締役の業務執行等に対する一般的な監督義務を負わないことを意味しないので注意して欲しい。

<経営判断の原則 視点>

- ① 判断基準時は、当該経営決定がなされた時点である
- ② 当該経営者の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験が基準となる（ビジネスの常識）。
- ③ 当該経営決定の前提となった事実の認識につき、不注意な誤りがなかったかが問題とされるべきである。
- ④ 情報収集に問題が無い場合でも、それに基づく経営決定については、複数以上の選択肢がある。いかなる選択肢があるか、またその選択肢の中からどれを選択するかについてそれぞれ不合理な点がある

無かったか否かが検討される。

- ⑤ 当該経営決定をすることが株主全体の長期的利益の観点から見て著しく不合理であるか否かが評価される。
- ⑥ 経営決定は、経営者が誠実に株主の利益確保になると信じて行ったものでなければならない（株主利益最大化原則）

2. 第三者に対する責任

（1）意義

役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人）が、その職務を行うにつき悪意または重大な過失があったときは、その職務執行の結果として第三者が損害を受けた場合には、第三者に対して直接に損害賠償責任を負う（429条）。職務を怠ったことによる責任であれば、会社に対する責任であるはずである。契約等の関係のない第三者に対する責任であれば、不法行為責任のはずである。ところが、429条は、職務を怠ったことにより第三者に対して損害賠償責任を負うとしているため、その法的性質をめぐる争いがある。

（2）会社法429条1項の責任の性質・範囲

①義務違反（任務懈怠）、②悪意または重過失、③相当因果関係、④第三者の損害、⑤役員等である。

ア 会社法429条1項の法的性質

429条1項の責任は、取締役の権限が広汎なため、第三者を保護する必要があることから、とくに第三者の挙証責任を軽くし、一般不法行為責任とは別個の損害賠償責任を認めた特別の法廷責任と解すべきである（法定責任説）。したがって、①悪意・重過失は会社に対する任務懈怠についてあれば足りる。②一般不法行為責任との競合も可能である。③損害の範囲は直接損害のみならず、間接損害をも含むと解される。

◆最大判昭和44年11月26日（会社法百選70事件）

判旨：「法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右義務（善管注意義務および忠実義務）に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であるとを問うことなく、当該取締役力喧接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したのである…以上のことは、取締役がその職務を行なうにつき故意または過失により直接第三者に損害を加えた場合に、一般不法行為の規定によって、その損害を賠償する義務を負うことを妨げるものではないが、取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては、その任務懈怠につき取締役の悪意または重大な過失を主張し立証しさえすれば、自己に対する加害につき故意または過失のあることを主張し立証するまでもなく、商法266条ノ3〔会社法429条〕の規定により、取締役に対し損害の賠償を求めることができる」

第5 特殊の裏書

	権利移転的 効力	資格授与的 効力	担保的効力	人的抗弁切 断	善意取得	指名債権譲 渡の効力
無担保裏書	○	○	×	○	○	
裏書禁止裏書	○	○	×	×	○	
期限後裏書	○	○	×	×	×	○
戻裏書	○	○	×	×	×	
取立委任裏書	○	○	×	×	×	
質入裏書	○	○	○	○	○	
裏書禁止裏書	○	×	×	×	×	○
指名債権譲渡に よる移転	○	×	×	×	×	○

1. 無担保裏書

(1) 意義

裏書人が「無担保」「支払・引受無担保」などの反対の文言保文句)を記載した裏書をいう(手形法15条1項、77条1項1号、小切手法18条1項)。無担保裏書は、裏書の担保責任を排除する制度である。

(2) 無担保裏書の効力

裏書人は、被裏書人およびその後の者全員に対して担保責任を負わない。無担保裏書にも、権利移転的効力や資格授与的効力がある。

2. 裏書禁止裏書

(1) 意義

裏書人が新たな裏書を禁ずる旨の記載をした裏書をいう(手形法15条2項、77条1項1号、小切手法18条2項)。裏書禁止裏書は、直接の被裏書人に対する人的抗弁がその後の裏書によって切断されることを阻止するために利用される。

(2) 裏書禁止裏書の効力

ア 裏書禁止手形と異なり、手形の指図証券性は失われず、被裏書人はさらに裏書による譲渡ができる。裏書禁止裏書にも、権利移転的効力や資格授与的効力がある。

イ 手形法15条2項2文は、裏書禁止裏書により、当該裏書人が手形の「爾後の被裏書人」に担保責任を負わない旨規定する。そこで、裏書人は直接の被裏書人に対して担保責任を負うことに争い

はないが、その後の被裏書人に対しても担保責任を負うか。手形法15条2項2文の文言から、直接の被裏書人以後の被裏書人に対しては担保責任を負わないと解する。

3. 期限後裏書

(1) 意義

支払拒絶証書作成後またはその作成期間経過後になされた裏書をいう(手形法20条1項但書、77条1項1号、小切手法24条1項)。支払われるべき時期が経過した後の手形について、裏書による譲渡を認めるが、流通過程を終了した段階の裏書であるから、手形法上の流通確保のための効果を失わせた。なお、裏書禁止手形(手形法11条2項、77条1項1号)とは異なり、指名債権譲渡の方式まで要求していないから、指名債権譲渡の対抗要件は不要である(東京地判昭32. 1. 21、通説)。

(2) 期限後か否かの基準

ア 期限後か否かは手形に記載された裏書日付によるのではなく、実際に裏書がなされた日を基準とする(大連判大8. 2. 15)。日付の記載がない裏書は、支払拒絶証書作成期間経過前になされたものと推定される(手形法20条2項、77条1項1号、小切手法24条2項)。

イ 手形法20条1項但書は「支払拒絶証書(これは公正証書)作成後またはその作成期間経過後の裏書」と明確な形式的基準を定めている。したがって、支払拒絶証書作成前、かつその作成期間経過前になされた裏書については、たとえ手形面上支払拒絶になったことが明らかになった場合(不渡付箋)でも、期限後裏書にはならず、通常の裏書である(満期前裏書説)。

(3) 期限後裏書の効力

ア 期限後裏書にも、裏書によるから権利移転的効力があるから、これに対応した資格授与的効力や支払免責が認められる。

イ 期限後裏書は、手形法上の流通確保のための制度を適用する必要はないから、「指名債権の譲渡の効力のみを有す」る(20条1項但書)。したがって、期限後裏書には担保的効力は認められない。また、手形法上の人的抗弁の切断(17条)が適用されないほか、善意取得(16条2項)も適用されない(最判昭38. 823)。

4. 戻裏書

(1) 意義

ア すでに手形上の債務者となっている者(振出人・引受人・裏書人・保証人・参加引受人)を被裏書人とした裏書をいう(手形法11条3項、77条1項1号、小切手法14条3項)。

イ 手形法11条3項により、戻裏書には混同法理(民法520条)の適用はなく、手形上の債権債務は消滅せず、そのまま存続する。手形所持人の地位には個性がなく、手形は一個の客観的な財貨と考えられるから、このことは当然である(当然説)。

＊ 政策説（大判昭6．12．23）

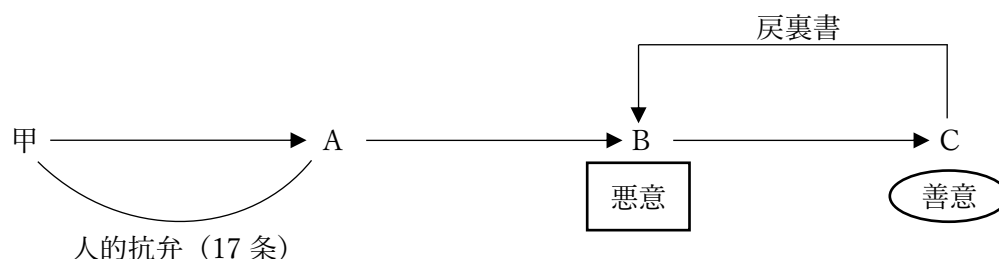
戻裏書にも民法上の混同法理が原則として適用されるが、手形法11条3項は、手形流通保護のため政策的に置かれた特則（例外的規定）である。

（2）戻裏書の効力

ア 戻裏書によって手形を再取得した者（被裏書人）は、さらに手形を裏書できるが（手形法11条3項、77条1項1号、小切手法14条3項）、中間者に対しては遡求権を行使できない。主たる債務者および裏書より前者に対しては手形上の権利行使をなしうる。

イ 戻裏書による権利の再取得と悪意の抗弁

甲が受取人Aに振り出した手形が、A→B→Cと裏書により譲渡された。甲がAに対して有する人的抗弁についてBが悪意、Cが善意の場合、戻裏書を受けたBは抗弁の付着しないCの手形上の権利を承継するか。



人的抗弁は、手形所持人と被請求者との間の特殊な法律関係から生じる属人的な抗弁であって、手形法上の権利の客観的な存在または内容に関するものではない。とすれば、人的抗弁は、手形に付着するものではなく、人格に付着したものであると解する（人的抗弁の属人性論）。したがって、悪意のBは、善意者Cが介在したとしても、本来Bが対抗を受けた人的抗弁の対抗を受ける。

＊ 遡求義務履行による権利再取得と悪意の抗弁

悪意の抗弁の対抗を受ける者が、遡求義務の履行として手形を受け戻した場合も振出人に悪意の抗弁の対抗を受けるか。この場合にも戻裏書を受けているが、遡求義務という法律上の義務に基づいて、強制的に手形を受け戻したにもかかわらず悪意の抗弁の対抗を受けるのでは酷であるから、法律上の強制による場合には悪意の抗弁（17条但書）は適用されないと解すべきである。

5. 取立委任裏書

（1）意義

取立委任裏書とは、裏書人が、手形上の権利の取立ての目的で、手形の裏書欄に「回収のため」「取立てのため」等その他単なる委任を示す文言を記載してなす裏書をいう（手形法18条、77条1項1号、小切手法23条）。公然の取立委任裏書ともいう。